

2020年4月号 (Vol.34)

—M&amp;A/会社法—

## 新型コロナウイルス影響下の株主総会対応 —株主総会実施方法の検討上の留意点—

- I. はじめに
- II. どこまで強く来場自粛を求めてよいのか
- III. 来場自粛要請下のバーチャル総会の可能性
- IV. 決算及び監査に遅れが生じる企業の対応
- V. おわりに

森・濱田松本法律事務所

弁護士 近澤 諒

TEL. 03-6266-8719

[ryo.chikasawa@mhm-global.com](mailto:ryo.chikasawa@mhm-global.com)

### I. はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が世界的に拡大するなか、日本においても、2020年4月7日には東京、大阪等の7都府県に緊急事態宣言が出され、同月16日には全国に拡大された。このような状況下、企業はあらゆる局面で過去に経験したことのない異例の対応を迫られている。

株主総会実務も例外ではない。新型コロナの拡大当初は、株主総会当日の感染拡大防止策が盛んに議論されたが、議論の焦点は、来場自粛要請や入場制限の可否、そして、決算及び監査の遅れに伴う対応へと拡大している。

これに呼応するように、省庁も法令等の解釈指針を示すなどの支援を行う。法務省は、2020年2月28日に「定時株主総会の開催について」（同年4月17日更新。以下「法務省リリース」という。）を発表し、定時株主総会の開催時期や基準日に関する法令及び定款規定の解釈を示した（また、2020年4月13日には役員の任期について「商業・法人登記事務に関するQ&A」も公表されている。）。さらに、経済産業省と法務省は、2020年4月2日、感染拡大防止の観点から、株主総会の運営上の論点についての考え方をとりまとめ、「株主総会運営に係るQ&A」（同年4月14日更新。以下「総会Q&A」という。）を公表した。また、金融庁に設置された「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」は、2020年4月15日、決算及び監査の遅れに伴う株主総会運営上の問題について「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」（以下「協議会声明」という。）を公表した。

このような状況を踏まえ、本ニュースレターにおいては、そもそも新型コロナの影響下においてどの程度強く株主の来場を制限してよいか（下記II）、そのような来場制限に際し、バーチャル総会を追加的な対話の手段として提供すべきか（下記III）、そして、決算及び監査に遅れが生じている会社のとり得る選択肢とそのうち特に継続会を実施する場合の留意点（下記IV）を検討したい。

## CORPORATE NEWSLETTER

なお、新型コロナの感染拡大の状況は刻一刻と変化しているところ、本ニュースレターは、2020年4月21日までの情報に基づいており、その後の情報は反映していない<sup>1</sup>。

## II. どこまで強く来場自粛を求めてよいのか

日本に先行して新型コロナの感染が急拡大し、株主総会実務も多大な影響を受けている米国や欧州の状況に目を向けると、2020年は、「バーチャルオンリー型」と呼ばれる株主の物理的な会場への来場を想定しない株主総会が主流になりつつある。米国や欧州では、関連する法改正や特例法の制定も、迅速になされている。

しかし、日本では、バーチャルオンリー型は現行法上適法ではないとの解釈が支配的であり、現時点で法改正の動きもない。後述するハイブリッド型は可能であるが、これは物理的な会場における株主総会を前提とした追加的な選択肢に過ぎない。

そうすると、日本において、新型コロナの感染が拡大するなかで迎える2020年6月の株主総会シーズンにおいてまず検討すべきは、バーチャル総会という選択肢の有無に関わらず、どこまで強力で株主の来場を抑制することができるかである。

この点に関しては、総会 Q&A の Q1 と Q2 が参考になる<sup>2</sup>。

### 1. 招集通知等における来場自粛の要請

まず、総会 Q&A の Q1 をみてみたい。その内容は次のとおりである。

Q1. 株主総会の招集通知等において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主に来場を控えるよう呼びかけることは可能ですか。

(A) 可能です。

会場を設定しつつ、感染拡大防止策の一環として、株主に来場を控えるよう呼びかけることは、株主の健康に配慮した措置と考えます。

なお、その際には、併せて書面や電磁的方法による事前の議決権行使の方法を案内することが望ましいと考えます。

平時であれば、株主に対して会場への来場を控えるよう呼びかけることは、その態様次第で、招集の手続が著しく不公正であるとして、決議取消事由に該当する可能性も否定はできない（会社法 831 条 1 項 1 号参照）。

そのような考慮もあってか、12月決算会社の2020年3月の株主総会においては、あくまで注意喚起を行い、株主の主体的な判断に委ねるというトーンで招集通知に記載を行う例が多かったように思われる。

<sup>1</sup> 本ニュースレターは、近日刊行予定の『新型コロナウイルス影響下の法務対応』（中央経済社）に掲載予定の記事（拙著）を基に作成している。

<sup>2</sup> Q3 以下も含む総会 Q&A のより詳細な解説として、渡辺邦広「『株主総会運営に係る Q&A』のポイントと実務に与える示唆」（商事法務ポータル・2020年4月18日）参照。

## CORPORATE NEWSLETTER

しかし、今後の状況変化は不透明であるが、緊急事態宣言が出された2020年4月時点の状況を前提にすると、そのようなトーンではかえって世相に反するとの評価もあり得る。事前の充実した情報提供の下で、書面やインターネットによる議決権行使も可能であることを前提とすれば、もっと強力に来場自粛を呼びかけ、新型コロナの感染拡大防止を徹底することこそが、株主が会社に期待していることではないかとの懸念もある。

上記Q1は、そのような懸念も踏まえ、より端的に「株主に来場を控えるよう呼びかけること」を後押しするものと解してよいだろう。このQ1によれば、端的に、「株主総会の会場での出席は控える」ことを要請することも許容されるものと解される。

これはあくまで「感染防止策の一環として」行うものであるから、招集通知の作成時点における感染拡大の状況に鑑み、来場自粛要請文言の内容を判断することとなる。

## 2. 自粛要請に関わらず来場した株主の入場制限の可否

上記1.のような強力な来場自粛要請に関わらず、会場に来場する株主もあるかもしれない。そのような株主の入場を制限できるかも問題となる。そこで、次に総会Q&AのQ2をみてみたい。

Q2. 会場に入場できる株主の人数を制限することや会場に株主が出席していない状態で株主総会を開催することは可能ですか。

(A) 可能です。

Q1のように株主に来場を控えるよう呼びかけることに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には、合理的な範囲内において、自社会議室を活用するなど、例年より会場の規模を縮小することや、会場に入場できる株主の人数を制限することも、可能と考えます。

現下の状況においては、その結果として、設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会を開催することは可能と考えます。この場合、書面や電磁的方法による事前の議決権行使を認めることなどにより、決議の成立に必要な要件を満たすことができます。

平時であれば、会場への入場を希望する株主の入場を制限することは原則として困難であり、合理的な理由なく入場を拒む場合には決議取消しのリスクがある。

Q2は、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応」として、会場の規模の縮小や入場株主の人数制限を行うことに合理性が認められ得ることを示す。このQ2が想定する典型的なケースは、新型コロナにより会場内の株主席の間隔を空けるなどの対応により入場できる株主数が減少するケースや、例年の会場が使用できずに確保した代替会場が手狭であるケースなどであろう。

さらに、Q2は、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、

## CORPORATE NEWSLETTER

やむを得ないと判断される場合」には、会場確保の可否に関わらず、より積極的に入場者の絶対数を制限することも想定しているように読める。この場合、何人まで人数を制限することができるか。特に、最も厳しい人数制限の態様として、株主の入場を一切認めないという対応も認められるのだろうか。

Q2の回答自体から、Q1を前提とした自粛要請の下で、それでもなお来場した株主の入場をすべて拒絶することを認めるものであると読み取ることは難しいが<sup>3</sup>、今後の感染拡大によってはそのような措置を検討すべき状況となるかもしれない。

もっとも、総会 Q&A は、緊急事態宣言前の 2020 年 4 月 2 日に公表され、同宣言後の 2020 年 4 月 14 日に更新されているが、更新後も、来場した株主の入場を全て拒絶することを直接には認めておらず、あくまで自粛要請等の「結果として、設定した会場に株主が出席していなくても、株主総会を開催することは可能」とするにとどまる。このことから、緊急事態宣言下にあることのみをもって、直ちに一般株主の入場を一切拒絶することが「合理的な範囲」の対応といえるわけではない。来場自粛を強く要請することを前提に本店会議室を開催場所とすることを検討する例もあるが、その場合も、来場株主があったときの対応<sup>4</sup>を考慮しておく必要がある。

### 3. 来場自粛要請対応の現在地点

以上のように、来場自粛要請に係る対応は、(i) 招集通知等の株主宛の案内において、どの程度強力に来場自粛を要請するか、という問題と、(ii) そのような来場自粛要請の下で、それでもなお来場した株主の入場をどの程度制限するか（人数を限定するか、一切の入場を拒絶するか）、という二つの切り口がある。

2020 年 4 月時点の状況を前提にすれば、事実上の来場拒絶に等しい形で、強く来場自粛を要請することまでは許容されるように思われるところである。

他方、そのような来場自粛要請に関わらず来場した株主への対応は、今後の状況に応じて判断することになると思われる。今後、日本において新型コロナ問題が速やかに収束に向かえば、株主の入場を制限するなどという異例の対応を検討する必要もないだろう。もっとも、米国や欧州の状況をみれば、何が社会的要請を踏まえた「合理的」な対応であるかという価値判断基準が、根本的に揺らいでいる可能性も否定できない。

また、いずれにしても、非常に強い来場自粛要請を行い、事実上株主の来場を拒絶するような対応をとる場合、株主に対して何らかの代替プランを提供しなくともよいのか、という点も問題となり得る。他方で、ただでさえ新型コロナの影響により混乱が生じている中、新たな仕組みの導入に伴う負荷は必要最小限としたいという実務上の要請もある。

<sup>3</sup> 総会 Q&A の Q4 が説くとおり、新型コロナの感染拡大防止に必要な対応をとるために、罹患が疑われる株主の入場を制限することや退場を命じることは可能である。

<sup>4</sup> 「開催場所」としての本店会議室と、役員が参加する会議室を分けることを検討する例もある。その場合、役員は開催「場所に存しない」形で出席したこととなる（会社法施行規則 72 条 3 項 1 号）。

## CORPORATE NEWSLETTER

そこで、次に、このような来場自粛要請下のバーチャル総会の利用について検討したい。

### Ⅲ. 来場自粛要請下のバーチャル総会の可能性（簡易版ハイブリッド参加型による代替策の提供）

#### 1. 来場自粛要請下においてバーチャル総会を実施する意義

上記Ⅱのように事実上の来場禁止ともいうべき強力な来場抑制策をとる場合、その適法性自体は、バーチャル総会という選択肢を設けるか否かとは関係なく判断されるべきである。

もっとも、仮にそのような来場抑制策が適法であるとしても、株主総会の意義、例えば、株主総会という会議体における審議を通じた意思決定や、株主に対する説明義務等を前提とした経営者への監視・牽制の機会が損なわれかねないとの指摘もあり得る。

しかし、株主提案や委任状勧誘等がなされる特殊な例を除けば<sup>5</sup>、上場会社においては、事前の議決権行使によって全議案の可決が確定していることが多い。また、株主総会当日の審議を通じた監視・牽制についても、昨今は、年に一度の株主総会に限らず、日常的に株主との対話が行われている状況にある。

そうすると、バーチャル総会の利用は、強力な来場自粛要請と引換えに実施することが法的に求められるわけではなく、新型コロナにより来場できない株主に対して経営者の声を届ける機会を追加的に用意し、対話の充実に努めるものであると捉えることができる<sup>6</sup>。

#### 2. 経産省ガイドとバーチャル総会の種類

2020年2月26日、経済産業省は「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（以下「経産省ガイド」という。）を公表した。これは、新型コロナの感染拡大とは何ら関係のない取組みであったが、結果として、非常にタイムリーであった。現に、2020年3月には、複数の上場企業が、新型コロナの感染拡大防止も理由に、バーチャル総会を実施した。

経産省ガイドは、バーチャル総会を、(i) バーチャルオンリー型、(ii) ハイブリッド出席型、(iii) ハイブリッド参加型の3種類に分類する。

株主が物理的に参集する会場が存在せず、全ての出席株主がインターネット等で参

<sup>5</sup> 本ニュースレターでは、個別にその旨断らない場合も、原則として、株主提案や委任状勧誘等がなされるなどにより、株主総会当日の審議によって、決議事項に係る採決結果が異なり得る状況にある企業の株主総会は念頭に置いていない。

<sup>6</sup> また、バーチャル総会という手段が提供されることで来場を思いとどまる株主が増えれば、来場抑制策としても機能し得る（もっとも、そのような効果を過度に期待すべきではない。）。



## CORPORATE NEWSLETTER

加することを想定するものがバーチャルオンリー型である。これに対して、従来どおり物理的な会場を準備し、そこで株主総会を開催しつつ、希望する株主がインターネット等により参加できるようにしたものがハイブリッド型である。

そして、経産省ガイドは、ハイブリッド型を更に2種類に分類する。インターネット等により参加する株主を法的にも「出席」していると位置づけ、その議決権行使を認めるものがハイブリッド出席型である。インターネット等で参加する株主は法的な意味では「出席」していないが傍聴に準じた「参加」をしていると位置づけ、その議決権行使を認めないものがハイブリッド参加型である。このハイブリッド参加型では、インターネット等で参加する株主は株主総会に「出席」するものではないため、「質問」をすることはできないが、質問に準じた発言を受け付けて取締役が回答することも可能である。このような質問に準じた発言を経産省ガイドでは「コメント」と呼んでいる。

以上の分類を図で示すと以下のとおりとなる。

|            | 物理的な会場 | 出席     | 議決権行使 | 質問    |
|------------|--------|--------|-------|-------|
| バーチャルオンリー型 | 無し     | 出席     | 可能    | 可能    |
| ハイブリッド出席型  | 有り     | 出席     | 可能    | 可能    |
| ハイブリッド参加型  | 有り     | 欠席（参加） | 不可    | 不可（※） |

（※）但し、「コメント」機能を採用する余地あり

### 3. 2020年の現実的な選択肢としての簡易版ハイブリッド参加型

新型コロナによる来場自粛要請下、追加的な対話の手段を提供するという観点でみると、3種類のバーチャル総会の中で、多くの上場企業にとって現実的な選択肢となるのは、ハイブリッド参加型である。

まず、バーチャルオンリー型については、現行会社法下では不適法であるという意見が強く、実務的には選択肢とならない。

次に、ハイブリッド出席型は、その適法性に問題はないものの、総会当日のインターネット等による議決権行使や質問に対応したシステムの準備が必要となるが、新型コロナの対応に追われるなか、自社でそのような準備を行うことは決して容易ではない。また、ハイブリッド出席型のバーチャル出席株主は法的にも「出席」するものであるから、会社法上の制約も生じる。例えば、経産省ガイドの整理によれば、ハイブリッド出席型の場合、招集通知において、「株主総会の（中略）場所」に準じる事項として、審議への参加や議決権行使の方法を記載することが求められる。そのほかにも、本人確認の方法、代理出席の可否、事前の議決権行使の取扱い、質問の方法・制限、動議の制限といった検討事項が生じる。

それに対して、ハイブリッド参加型の場合、バーチャル参加する株主は、そもそも法的な意味で「出席」するものではなく、議決権行使も行わないことから、ライブ配

## CORPORATE NEWSLETTER

信の準備さえ整えば実施可能である。「出席」ではないから、事前の議決権行使の取扱いや動議の可否といったことも検討する必要はない。上記「コメント」機能も必須ではない。これに代えて事前質問を募ることでよいし、そもそも質問提出の仕組みがなくとも法的には問題ない。

このようなハイブリッド出席型とハイブリッド参加型の運営上の差異のうち、主要な点をまとめると以下のとおりである。

|              | ハイブリッド出席型                       | ハイブリッド参加型                                  |
|--------------|---------------------------------|--|
| システムの準備      | ライブ配信に加え、議決権行使や質問受付等の機能が必要      | 最低限ライブ配信機能があれば足りる                          |
| 実施に関する意思決定   | 原則として（開催場所に準じて）2週間前までに取締役会決議が必要 | 取締役会決議は必須ではない                              |
| 招集通知等への記載    | 原則として（開催場所に準じて）記載が必要            | 必須ではない <sup>7</sup>                        |
| 本人確認         | 各株主に対する個別の ID とパスワードの発行が必要      | ライブ配信のみであれば全株主共通の ID とパスワードも可 <sup>8</sup> |
| 代理出席         | 代理人のバーチャル出席を禁止するか検討が必要          | —（出席ではない）                                  |
| 事前の議決権行使の取扱い | バーチャル出席株主につき無効とする時点につき検討が必要     | —（出席ではない）                                  |
| 質問受付ルール      | 質問受付方法、回数、文字数、期限等のルールにつき検討が必要   | コメント機能や事前質問の仕組みを設けない限り検討不要                 |
| 動議の提出／採決     | 動議提出の可否や動議の採決時の取扱いにつき検討が必要      | —（出席ではないため、動議提出不可・動議への採決不参加）               |
| 退場           | 通信の強制的な途絶による退場方法につき検討が必要        | —（出席ではない）                                  |

このように、ハイブリッド参加型は、ハイブリッド出席型に比し、導入及び運営が容易で、かつ自由度が高い。また、バーチャル総会を実施する意義を、新型コロナウイルスの感染拡大により来場できない株主に対して経営者の声を聴く機会を提供することに置くとすれば、ハイブリッド出席型で準備しなくとも、ハイブリッド参加型で十分であろう。

さらに、「コメント」機能がなくとも、少なくともライブ配信さえ行えば、経産省が

<sup>7</sup> もっとも、株主に対して何らかの案内を行う必要はあり、とりわけ 2020 年 6 月総会において、新型コロナウイルスの影響により強力な来場自粛要請を行う場合、ハイブリッド参加型で「参加」する株主は議決権を行使することはできないため、事前に議決権行使を行うよう、丁寧に案内しておくべきである。

<sup>8</sup> ID とパスワードの設定は必須ではないが、株主に限定しない形でライブ配信等を行うと、肖像権等の問題への配慮（株主の発言部分の編集等）が必要となり得る。

## CORPORATE NEWSLETTER

イドのいうハイブリッド参加型となる。このような簡易版のハイブリッド参加型が、2020年6月総会シーズンにおいては、現実的な選択肢となろう。

#### 4. ライブ配信が困難である場合 —事後配信等の対応—

以上、ライブ配信が可能であることを前提に解説したが、ライブ配信も、必ずしも自社で容易に対応できるわけではない<sup>9</sup>。そうすると、ライブ配信（同時中継）は断念し、事後配信を行うという対応もあり得る。

2020年6月総会シーズンにおいてバーチャル総会を行う意義を、新型コロナにより来場できない株主に対して経営者の声を聴く機会を追加的に提供して対話の充実に努めることに求めるとすれば、事後配信でも十分これを達成することができるとの評価もあり得る。

これは、経産省ガイドの定義によれば「ハイブリッド参加型」に該当しないかもしれないが、ハイブリッド参加型においてバーチャル参加する株主はいずれにしても法的には「出席」と扱われないこともあり、ライブ配信か事後配信かで法的に有意な差異はないと思われる。

## IV. 決算及び監査に遅れが生じる企業の対応

### 1. 決算及び監査に遅れが生じる企業が置かれた状況

新型コロナの感染拡大が問題視されるようになった後、当初は、感染拡大防止という観点から、定時株主総会の開催の延期も検討された。法務省は、法務省リリースを発表し、定時株主総会の開催時期や議決権行使・配当の基準日に関する法令及び定款規定の解釈を示すなどした。

しかし、7月以降に定時株主総会を開催する場合、配当を株主総会決議事項とする会社では配当実施が遅延するだけでなく配当基準日も再設定となり影響が大きい。取締役の任期の問題もある。そもそも、1、2か月延期したところで事態が改善しているという保証もない。

このような事情を考慮し、新型コロナの影響下においても、本ニュースレターの作成時点では、3月決算会社は予定どおり6月に定時株主総会を実施するのが基本線となりつつある。

もっとも、決算や監査に遅延が生じている企業においては、別途の考慮を要する。決算や監査の遅延の状況は会社によって様々であり、招集通知作成時点では間に合わないが、定時株主総会前の終了が見込まれている場合もあれば、7月以降にずれ込むことが見込まれている場合もある。また、海外子会社側の連結決算対応の遅延などにより、連結計算書類の監査は間に合わないが、単体計算書類であれば間に合うという

<sup>9</sup> なお、ハイブリッド参加型であれば、第三者の提供するシステム／サービスの利用も可能である。



## CORPORATE NEWSLETTER

会社もあり得る。いずれにしても、招集通知の作成時点で決算及び監査が未了である場合には、その完了が見込まれる時期にも応じて、何らかの対応をとる必要がある。

## 2. とり得る選択肢 一定時株主総会延期、臨時株主総会、継続会—

上記1.のような状況に鑑み、金融庁に設定された「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」は、2020年4月15日、協議会声明を公表した。

当該声明も踏まえれば、決算及び監査に遅れが生じており、6月の定時株主総会に間に合わないと見込まれる企業がとり得る選択肢としては、主として、(i) 定時株主総会の開催を7月以降に延期する（決議事項及び報告事項）、(ii) 定時株主総会を6月に開催し（決議事項）、7月以降に臨時株主総会を開催する（報告事項）、(iii) 定時株主総会を6月に開催し（決議事項）、7月以降に継続会を実施する（報告事項）、の3つがある。

そこで、各方法について主な考慮要素をまとめると以下のとおりである。

|                                    | 定時株主総会延期                         | 臨時株主総会                        | 継続会                       |
|------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 株主総会（議決権）の基準日                      | （定時株主総会につき）再設定必要                 | （臨時株主総会につき）再設定必要              | 再設定不要                     |
| 配当の基準日                             | 再設定必要（株主総会で剰余金の配当を決定する場合）        | 再設定不要（定時株主総会で決議）              | 再設定不要（当初開催日に決議）           |
| 計算書類確定前の配当決議（株主総会決議） <sup>10</sup> | なし                               | あり得る                          | あり得る                      |
| 取締役等の任期                            | 定時株主総会終結時（法務省Q&A <sup>11</sup> ） | 定時株主総会終結時                     | 継続会終結時（又は当初開催日に辞任）        |
| 開催時期の制限                            | 定時株主総会：問題解消後合理的な期間内（法務省リリース）     | 臨時株主総会：法令上明確な制限なし             | 継続会：当初開催日から相当な期間内         |
| 招集通知                               | 1回（定時株主総会）                       | 2回（定時株主総会及び臨時株主総会）            | 1回（但し、継続会開催通知につき要検討）      |
| 計算書類等の提供 <sup>12</sup>             | 定時株主総会の招集時に提供可能                  | 臨時株主総会の招集時に提供（定時株主総会招集時点では未了） | 継続会開催前に提供（定時株主総会招集時点では未了） |

<sup>10</sup> 分配可能額規制（会社法461条以下）や役員欠損填補責任（会社法465条）等に影響があり得る。

<sup>11</sup> 6月末を過ぎても、実際の定時株主総会の終結時に任期満了となる。法務省「商業・法人登記事務に関するQ&A」参照（[http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00076.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html)）。

<sup>12</sup> 会社法は、「定時株主総会の招集の通知に際して」、株主に対し、計算書類等を提供することを求める（会社法437条、444条6項等）。

## CORPORATE NEWSLETTER

これを見ると、定時株主総会を延期する場合には、監査も完了し、株主に計算書類等を提供した上で、決議事項を上程できる点で好ましいとの評価もあり得る。

他方、特に配当の決定機関が株主総会であって、分配可能額に不安がないため、3月末の基準日株主に対して予定通り配当を行うことを優先する場合には、臨時株主総会方式又は継続会方式に傾き、さらに、株主総会及び配当の基準日の再設定が不要であることもあり、どちらかという、継続会方式が有力な選択肢となるようにも映る。

もっとも、継続会自体は必ずしも実務上一般的な方法ではなく、過去に継続会を実施した経験を有する企業は稀である。そこで、以下では特に継続会を採用する場合の留意点を解説する。

### 3. 継続会方式を採用する場合の留意点

#### (1) 継続会の実施時期

継続会に関する会社法 317 条の一般的な解説をみると、(公開会社においては)招集通知の法定期限が 2 週間前であることも考慮し、継続会は、対象となる株主総会の開催日(当初開催日)から 2 週間以内であるべきと説かれる傾向にある<sup>13</sup>。

他方、2013 年 6 月以降に実施された上場会社の継続会の実施状況をみると、約 30 件あるうち 2 週間以内に開催されているのは 1 件のみで、その大多数が、当初開催日から 1、2 か月後に継続会を実施している(3 か月程度の間隔があった事例さえある。)<sup>14</sup>。

このような実務を踏まえ、さらに学説を確認すると、なかには、招集通知の発送期限に加え、当該会社において継続会を必要とした事情を考慮し、相当な期間を判断するとの見解も存する<sup>15</sup>。

2020 年 6 月総会シーズンにおいては、当初開催日と継続会実施日の間隔が相当であるかの判断に際しては、協議会声明が示すように、新型コロナの感染が拡大するなか、「従業員や監査業務に従事する者の安全確保に十分な配慮」を行いながら決算及び監査業務を進めたという事情は斟酌されるべきであり、2 週間という期間に拘ることなく、1、2 か月程度であればやむを得ないとの判断もあり得るだろう<sup>16</sup>。継続会に持ち越す目的事項が報告事項のみであるならば、少なくとも、決議取消しのリスクに神経質になる必要はない。

#### (2) 取締役等の任期

取締役等の役員の任期は一定期間経過後の定時株主総会の終結時までとされてい

<sup>13</sup> 岩原紳作編『会社法コンメンタール 7』(商事法務、2013) 288~289 頁〔前田重行〕。

<sup>14</sup> 資料版商事法務 380 号、393 号、405 号、417 号及び 429 号に掲載された事例分析に依拠している。

<sup>15</sup> 大隅健一郎・今井宏・小林量『新会社法概説〔第 2 版〕』(有斐閣、2009) 152 頁、別冊商事法務 163 号「条解・会社法の研究⑤株主総会」144 頁〔森本滋・稲葉威雄発言〕。

<sup>16</sup> 有価証券報告書等の提出期限については、企業内容等の開示に関する内閣府令等が改正され、企業側が個別の申請を行わなくとも、一律に 9 月末まで延長することとされており、これに合わせる場合には、6 月の定時株主総会から最大 3 か月の間隔が生じることとなる。

## CORPORATE NEWSLETTER

るところ、当初の定時株主総会と継続会は法的には一体の株主総会であるから、現任役員任期満了及び役員選任の決議の効力発生時は、継続会の終結時となるのが原則である。

もっとも、実務的には、役員の変動を予定どおり6月に実施するニーズもあり得る。その場合、継続会を行う予定であっても、継続実施日を待たずに6月の定時株主総会の日をもって現任取締役は辞任し、取締役選任議案の決議の効力を同日（決議日）に生じさせるという方法もある。但し、この方法をとる場合には、取締役選任議案に係る参考書類の記載については留意する必要がある。

### (3) 招集通知の記載

監査未了で継続会を実施する場合には、招集通知作成時点で継続会の実施が予定されていることが多い。

したがって、招集通知にも継続会の実施を前提とした各種の記載がなされる。継続会の議題は当初の株主総会の招集通知に議題として記載されていたものに限られるため<sup>17</sup>、継続会で報告予定の報告事項も目的事項として記載する必要がある。

いわゆる狭義の招集通知には、継続会の案内が記載されるのが通常であり、当該案内文には、継続会を要することとなった経緯や継続会における目的事項等が記載される。また、定時株主総会の当初開催日において、継続会の日時及び場所の決定（又はその取締役会への一任）を提案する予定であること、その承認後、継続会の開催通知を別途発送予定であることなどが記載されることが多い。継続会の日時及び場所は、株主総会において出席株主の決議によって決定されるのが原則であるが（会社法317条）、会場の確保など不確実性に配慮し、取締役会に一任することも多く<sup>18</sup>、その場合はその旨予め招集通知に記載しておくことも多い。

### (4) 当初開催日における対応

定時株主総会の当初開催日においては、報告事項の報告ができないまま、決議事項の採決を行うこととなるため、シナリオ上も調整が必要となる。

平時であれば報告事項の報告に入るタイミングで、報告事項の報告ができない理由やその報告のために継続会を実施したい旨を説明し、（招集通知の記載にも応じて）継続会の日時及び場所、又はこれを取締役会に一任する旨を提案し、承認を得ることになると思われる。当該提案については、出席株主の過半数によって決することとなる。書面又はインターネット等による事前の議決権行使は算入しないため、大株主の委任状等が取得できれば可決に問題はない。

その後、役員選任など決議事項の議案の上程及び内容説明を行い、質疑を経て、

<sup>17</sup> 大阪株式懇談会編・前田雅弘＝北村雅史著『会社法実務問答集Ⅱ』（商事法務、2018年）208頁〔前田雅弘〕。

<sup>18</sup> 具体的な日時・場所の決定を議長に一任することも可能であると解されているところ（上柳克郎ほか編集代表『新注釈会社法(5)』（有斐閣、1986）249頁〔菅原菊志〕）、実務上は、取締役会に一任することが多い。

## CORPORATE NEWSLETTER

採決を行うこととなる。

#### (5) 継続会開催通知及び計算書類等の提供

継続会の実施（続行）については、株主総会の決議で日時及び場所も含めて決定するため、改めて継続会のために招集手続をとる必要はないのが原則である（会社法 317 条）。

もっとも、当初開催日と継続会実施日の間隔が 2 週間以上空く場合、上記（1）のとおり、2 週間という期間制限が説かれる理由は、2 週間以上あるのであれば、招集手続をやり直して招集通知を送ることができるという点にもあることから、株主に対して継続会の開催通知を送っておくこととなろう（株主数が多い会社にとっては、相応に費用が生じることになる。）。

また、監査が完了した後は、株主に対して、計算書類等や監査報告を提供しなければならない（会社法 437 条、444 条 6 項等）。これは、本来、「定時株主総会の招集の通知に際して」行われるべきものであるが、継続会実施日の 2 週間以上前に提供されていれば、株主にとって実質的な不利益はないように思われる。なお、この場合も、会社法及び定款規定により、いわゆる WEB 開示が許容されている事項<sup>19</sup>は、自社ウェブサイト等による提供で構わないだろう。

#### (6) その他の留意点

以上のほか、ISS 等の議決権行使助言会社や機関投資家の動向も注視する必要がある。機関投資家のなかには、決算及び監査の完了前に定時株主総会を開催する場合、株主に対する事業報告や計算書類等の提供がないまま、配当や役員選任等の議案の賛否判断を強いられることを否定的に評価しているところもあるといわれている。株主提案や委任状勧誘等がある場合はもちろん、そうでなくとも、継続会方式をとることについて株主の賛同を得ることができるか、自社の株主構成も踏まえ、予め検討しておく必要がある。

また、招集通知作成時点で決算や監査が遅れているといっても、6 月の定時株主総会までには完了する見込みである場合、その完了後直ちに追送又は WEB 開示した上で、定時株主総会で報告を終えてしまう選択肢も検討する余地がある。

継続会方式をとるかどうかは、これらの事情も考慮して慎重に判断する必要がある。

## V. おわりに

新型コロナの感染拡大とこれを受けた緊急事態宣言等は、百年に一度、あるいは、それを上回る異例の事態であるといわれる。そのため、現行会社法の規律や平時の株主総会実務を前提とした解釈論が想定していない問題に直面するのも避けがたい状況にあ

<sup>19</sup> 事業報告と計算書類等については、会社法施行規則 133 条、会社計算規則 133 条、134 条参照。

## CORPORATE NEWSLETTER

る。その意味で、2020年6月総会シーズンにおいては、必ずしもパーフェクトな選択肢がない場合もあるかもしれない。

しかし、新型コロナの感染拡大の中で、株主その他の関係者の利益への配慮を優先して合理的に対応する姿勢で手続を進めておけば、結論において、決議取消し等の法的リスクが顕在化する可能性は低いように思われる。

## NEWS

➤ **新型コロナウイルス対応 参考リンク集 (4月22日更新)**

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

➤ **新型コロナウイルス感染症への対応について (4月15日更新)**

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言を受け、当事務所では下記の対応を実施いたします。

## ■在宅勤務について

当事務所では、4月9日より東京・大阪・福岡オフィスにおいて、4月13日より名古屋オフィスにおいて、4月16日より高松オフィスにおいて、それぞれ原則として在宅勤務態勢となります。また、海外オフィス(4月15日時点で、北京・上海・シンガポール・ホーチミン)においても、原則として在宅勤務態勢をとっています。なお、その他のオフィスにおいても、出勤者を減らすなどの対応をとっており、今後、状況に応じて在宅勤務となる場合があります。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承いただき、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

## ■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。



## CORPORATE NEWSLETTER

なお、中止もしくは延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトとその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

### ■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施へと移行いたします。

### ■代表電話へのお問い合わせについて

在宅勤務への移行に伴い、代表電話へのお問い合わせを受けられない状態となります。皆さまにはご不便をおかけいたしますが、当事務所ウェブサイトの[お問い合わせフォーム](#)からご連絡くださいますようお願い申し上げます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: [mhm\\_seminar@mhm-global.com](mailto:mhm_seminar@mhm-global.com)

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
[mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)  
[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)